

八戸地域広域市町村圏事務組合の人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0	
		総 務	1	1	0	
		民 生	5	5	0	
		衛 生	22	21	△1	
		計	29	28	△1	
	消 防 部 門		416	417	1	定年延長制度導入による
	小 計		445	445	0	
合 計			445 [481]	445 [481]	0	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	6	22	41	48	64	61	48	36	38	19	30	4	417

(3) 職員数の推移

① 職員数

職員数の推移は次のとおりです。(各年4月1日現在)

年 度 部 門	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	H31～R6年までの 増減率 (%)
一般行政	29	29	29	30	28	28	△3.4
消防	404	408	412	413	416	417	3.2
合計	433	433	437	442	441	445	2.8

② 会計年度任用職員 (フルタイム)

地方公務員法及び地方自治法の改正 (令和2年4月1日施行) により新設された会計年度任用職員のうち、フルタイムの会計年度任用職員の職員数は0人 (令和6年4月1日現在) です。

③ 再任用職員

職員が長年培ってきた能力・経験を活用するとともに、雇用と年金との連携を図ることを目的として、定年退職した職員を再雇用する再任用制度を導入しています。

任用状況は、次のとおりです。

区 分		R5. 4. 1 時点の任用状況			R6. 4. 1 時点の任用状況		
		一般行政	消防	計	一般行政	消防	計
再任用職員(人)		4	13	17	4	9	13
内 訳	フルタイム勤務(人)	0	0	0	0	0	0
	短時間勤務(人)	4	13	17	4	9	13

(4) 新規採用の状況

(各年4月1日現在)

試験職種区分	令和5年 新規採用者	令和6年 新規採用者
消防士(A)大学卒	3	3
消防士(B)高校卒	7	6
計	10	9

(5) 退職者の状況(令和5年度)

区 分	定年退職者	自己都合退職者等	計
一般行政	0	0	0
消 防	0	5	5

(注) 再任用職員の退職は含みません。

2 職員の人事評価の状況

平成28年度より能力評価と業績評価からなる人事評価制度を導入しております。職務遂行の過程で見られた職員の意欲・能力及び勤務の実績等を適確に把握し、評価することにより、職員の能力開発(人材育成)・勤務意欲の向上・適材適所の人事配置等を進めるとともに、職員が能力を最大限発揮し、その能力を有効活用することを通じ、組織力の向上を図ります。

(1) 能力評価

概要	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価(5段階)
評価期間(評価基準日)	令和5年4月1日～令和6年3月31日(令和5年11月1日)
対象者	一般職の職員
評価結果の活用	令和6年1月の昇給に反映

(2) 業績評価

概要	職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価（５段階）
評価期間（評価基準日）	令和５年４月１日～令和６年３月３１日（令和６年２月１日）
対象者	一般職の職員
評価結果の活用	翌年度（令和６年度）の勤勉手当に反映

3 職員の給与の状況

(1) 人件費（令和５年度普通会計決算）

住民基本 台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B)/(A)	４年度の 人件費率
302,019人	8,260,463千円	154,547千円	3,855,405千円	46.7%	51.8%

(注) 1 人件費には、退職手当組合負担金、共済費（保険料）等を含みます。

2 住民基本台帳人口については、当組合の構成団体（八戸市・三戸郡の全町村及び上北郡おいらせ町）の住民基本台帳人口の合計です（令和6年3月31日現在）。

(2) 職員給与費（令和５年度普通会計決算）

職員数(A)	給 与 費（千円）				一人あたり 給与費(B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
462 人	1,701,272	525,855	659,201	2,886,328	6,247千円

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、令和５年４月１日現在の人数です（再任用短時間勤務職員を含む）。

(3) 一般行政職給料表の状況（令和６年４月１日現在）

（単位：円）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1号給の 給料月額	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
最高号給の 給料月額	249,400	305,200	351,000	385,200	394,000	411,300	446,200	470,000

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
当組合	43.9歳	321,618円	351,756円	346,854円
国	42.1歳	323,823円	— 円	405,378円
青森県	42.6歳	312,300円	372,905円	340,471円

② 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
当組合	38.8歳	312,217円	399,271円

③ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
当組合	—	—	—	—
国	51.2歳	288,144円	—	330,553円
青森県	53.5歳	300,700円	335,767円	317,194円

(5) 職員の初任給 (令和6年4月1日現在)

区 分		当 組 合	国	県
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	202,400円	196,200円	202,400円
	高校卒	170,900円	166,600円	170,900円
消 防 職	大学卒	224,600円	—	—
	高校卒	194,900円	—	—
技能労務職	高校卒	169,000円	—	169,000円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	—	291,900円	—
	高校卒	226,800円	—	—
消 防 職	大学卒	274,850円	303,900円	374,400円
	高校卒	258,745円	279,210円	305,000円

(7) 期末手当・勤勉手当 (令和5年度)

当 組 合				国				県			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月	1.200月分	6月	0.950月分	6月	1.200月分	6月	1.000月分	6月	1.200月分	6月	0.950月分
12月	1.250月分	12月	1.000月分	12月	1.250月分	12月	1.050月分	12月	1.250月分	12月	1.000月分
計	2.450月分	計	1.950月分	計	2.450月分	計	2.050月分	計	2.450月分	計	1.950月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置有り				職制上の段階、職務の級等による加算措置有り				職制上の段階、職務の級等による加算措置有り			

(8) 退職手当（令和5年度）

区 分	当 組 合		国		県	
	自己都合	定 年	自己都合	定 年	自己都合	定 年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～45%加算）		定年前早期退職特例措置 （2～45%加算）		定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）	

(注) 1 当組合は青森県市町村職員退職手当組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものです。

(9) 特殊勤務手当

支給実績（令和５年度）			10,148 千円
支給職員１人あたり平均支給年額（令和５年度）			37 千円
手当の種類（手当数）※令和５年４月１日現在			７種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	八戸環境クリーンセンター、八戸清掃工場、八戸リサイクルプラザの技術管理者	一般廃棄物処理施設の技術管理者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、特定化学物質作業主任技術者が行う業務	月額 2,600円
清掃業務手当	八戸環境クリーンセンター、八戸清掃工場、八戸リサイクルプラザの職員	廃棄物の処分業務	日額 380円
毒物等取扱手当	八戸環境クリーンセンターの職員	毒物、劇物、特定毒物を使用する水質分析、汚泥等分析の業務	日額 100円
機関員手当	消防職員	大型消防自動車若しくは特殊自動車又は消防艇の運転若しくは整備業務	1月の従事日数 7日以上 2,000円 4日～6日 1,200円
		普通消防自動車の運転又は整備業務	7日以上 1,000円 4日～6日 600円
救急業務手当	消防職員	緊急患者の搬送等の業務	回 150円
		新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務	患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接触して行う業務 日額 4,000円 上記以外の業務 日額 3,000円
潜水作業手当	消防職員	救助又は訓練等のため、潜水器具を着用し、潜水作業に従事したとき	回 200円

(10) 時間外勤務手当

令和５年度	支給実績	90,910千円
	職員１人あたり平均支給年額	206千円
令和４年度	支給実績	88,336千円
	職員１人あたり平均支給年額	202千円

(11) その他の手当（令和５年度支給割合など）

【扶養手当】

内容		令和５年度 支給実績	国の制度 との異同
子	10,000円/月	77,560千円	同じ
	(16～22歳の子) 5,000円/月加算		
子以外	6,500円/月		

【住居手当】

借家・借間	家賃に応じて100円/月～27,000円/月	34,673千円	異なる
-------	------------------------	----------	-----

【通勤手当】

交通機関利用者	運賃相当額（最高限度額55,000円）	45,449千円	同じ
交通用具利用者	2,000円/月～31,600円/月		

【管理職手当】

事務局長、部長、消防長又はこれらに相当する職	76,000円/月	15,330千円	異なる
部次長、消防本部次長、消防監である署長又はこれらに相当する職	63,000円/月		
課長、署長又はこれらに相当する職	54,000円/月		

【夜間勤務手当】

午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員 勤務１時間あたりの給与額の100分の25	50,643千円	同じ
--	----------	----

【宿日直手当】

正規の勤務時間以外の時間及び休日に、本来の勤務に従事しないで庁舎、備品、書類等の保全その他必要な事務に従事した場合において、その勤務回数に応じて支給 ・勤務１回につき4,400円（勤務時間が５時間未満のときは2,200円）	1,588千円	同じ
--	---------	----

【単身赴任手当】

内容	令和５年度 支給実績	国の制度と の異同
職員の住居と配偶者との住居の交通距離に応じて支給 30,000円/月～100,000円/月	360千円	同じ

【休日勤務手当】

祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務１時間当たりの給与額の135/100	165,753千円	同じ
--	-----------	----

【寒冷地手当】

世帯主	扶養親族あり	17,800円/月	33,405千円	同じ
	扶養親族なし	10,200円/月		
	その他の職員	7,360円/月		
11月から翌年3月まで支給			※青森県内は全市町村4級地の支給額	

(12) 特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分	報酬年額
管理者	48,000円
副管理者	39,700円
議長	36,000円
副議長	33,600円
議員	31,200円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和６年４月１日現在）

区 分	範 囲
勤務時間 (休憩時間を除く)	８：１５～１７：００
休憩時間	１２：００～１３：００
勤務を要しない日	土曜日、日曜日
休日	国民の祝日、１２／２９～１／３

(注) 勤務場所及び職種により、勤務時間、勤務を要しない日、休日が異なる場合があります、それぞれ勤務時間を定めています。

(2) 休暇制度の概要・種類等（令和6年4月1日現在）

休暇の種類	有給・無給	概 要	
年次有給休暇	有 給	1年度につき最高20日間（未使用の年次休暇は、20日を限度として翌年度に繰越）	
病気休暇	有 給	負傷または病気のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、医師の証明に基づき、その療養に必要な期間認められる休暇	
介護休暇	無 給	配偶者、子、父母、配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当な場合に認められる休暇 （2週間以上6ヶ月以内）	
特別休暇	有 給	主な特別休暇	
		産前休暇	出産予定日以前の8週間（多胎妊娠14週間）以内
		産後休暇	出産日の翌日から8週間以内
		結婚休暇	7日以内
		忌引休暇	配偶者10日、父母7日、子7日、祖父母3日等
		ボランティア休暇	被災地における支援活動や障がい者支援施設・特別養護老人ホーム等で支援活動を行う場合、1年度につき5日以内
		妻の出産	出産の日からの2週間以内に3日以内
		子の看護休暇	中学校就学前の子の看護を行う場合、1年度につき5日以内（子が2人以上の場合は10日以内）
		短期介護休暇	配偶者、子、父母、配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合、1年度につき5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
		育児参加休暇	妻の出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から出産後1年までの間に、生まれた子や小学校就学前の子を養育する場合、5日以内
		夏季休暇	5日以内

(3) 年次有給休暇の取得状況（令和5年度）

年次有給休暇は、原則1年度に20日取得できますが、その年度に取得しなかった年次有給休暇の日数は、20日を限度に翌年度へ繰り越すことができます。

区分	総取得可能日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
消防以外	1,093.8	462.9	28	16.5	42.3%
消防	16,560.0	5,011.0	414	12.1	30.2%

（注）対象職員数には、令和5年度中の中途採用者や中途退職者、育児休業や休職の事由がある職員などを含みません。

5 職員の休業に関する状況

育児休業に関する制度は、3歳未満の子を養育するため休業することができる「育児休業制度」と、小学校入学までの子を養育するため、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる「部分休業制度」、同じく小学校入学までの子を養育するため、週19時間25分～24時間35分の勤務時間を選択できる「育児短時間勤務制度」があります。

育児休業の取得状況（令和5年度）

	育児休業取得者数 (a)	部分休業取得者数 (b)	(a) (b)のうち 両休業取得者数	育児短時間勤務取 得者数
男性職員	1人	0人	0人	0人
女性職員	2人	2人	2人	0人
計	3人	2人	2人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分者（令和5年度）

分限処分とは、職員が一定の事由に該当する場合に、地方公務員法第27条及び第28条の規定に基づいて行う処分です。

令和5年度は、分限処分がありませんでした。

（2）懲戒処分者（令和5年度）

懲戒処分とは、職員が一定の事由に該当する場合に、地方公務員法第29条の規定に基づいて行う処分です。

令和5年度は、懲戒処分がありませんでした。

7 職員の服務の状況

（1）服務規律の遵守に関する取組状況

服務規律の遵守については、文書などにより、機会あるごとに周知徹底を図り、綱紀の肅正及び服務規律の徹底に努めています。

（2）職務専念義務の免除

地方公務員法第35条の規定により、職員には、法律または条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中、職務に専念する義務が課せられています。

例外的に職務専念義務が免除される場合の主な例は、次のとおりです。

法律に定めがある場合	条例に定めがある場合
○分限休職処分を受けた場合（地方公務員法） ○育児休業または部分休業をする場合（地方公務員の育児休業等に関する法律） ほか	○研修を受ける場合 ○厚生に関する計画に参加する場合 ○その他任命権者が定める場合 ・全国大会規模の各種競技会に役員、選手等として参加する場合 ほか

8 職員の退職管理の状況

令和5年度退職者（10名）の再就職状況は下記のとおりです。

	当組合に再就職		当組合以外に再就職			小計	届出なし	計
	再任用	その他 (非常勤特別職等)	国、地方 公共団体等	地方独立 行政法人	その他 民間団体			
全 体	0	3	1	0	4	8	2	10

(注) 1 退職手当の支給を受けることなく、退職して引き続き国や地方公共団体などの職員となった場合は含みません。

2 再任用職員の退職も含みます。

9 職員の研修の状況

職員の資質向上、消防業務の専門的知識及び技術の習得のため各種研修、入校を行っています。

区分		主な研修	受講者数
消防本部研修		総務研修（特別総務研修含む）	873人
		予防研修	519人
		指令救急研修	24人
		昇任者研修	36人
		消防司令・消防司令補研修	91人
		小 計 ①	1543人
入校	消防大学校	総合教育 幹部科	1人
		緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コース	1人
		緊急消防援助隊教育科 NBCコース	1人
		小 計 ②	3人
	青森県 消防学校	初任教育	7人
		専科教育 火災調査科	5人
		専科教育 救急科	6人
		専科教育 救助科	5人
		幹部教育 中級幹部科	2人
		専科教育 警防科	2人
		専科教育 予防査察科	2人
		専科教育 危険物科	2人
		小 計 ③	31人
		合計（①+②+③）	1577人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の状況

法令に基づき職員の健康診断を実施しています。

(2) 公務災害の状況

公務上または通勤による災害（負傷、疾病、障がいまたは死亡）を受けた職員には、地方公務員災害補償法に基づき、その災害によって生じた損害が補償されます。

公務災害の認定および補償については地方公務員災害補償基金青森県支部が行っており、令和5年度は、公務災害が3件あり、通勤災害は0件でした。

(3) 福利厚生の状況

当組合職員は八戸市職員互助会に加入しており、同互助会が主体となって慶弔見舞金の給付、スポーツ・レクリエーション大会の開催などの事業を実施しています。

(4) 利益の保護の状況

令和5年度において、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。